

別冊 1

【素案】

県民しあわせプラン  
第三次戦略計画(仮称)

施策 および 基本事業

生活・文化部関係 抜粋版

# 目 次

政策・事業体系一覧.....	1
施策111 人権尊重社会の実現.....	3
施策112 男女共同参画社会の実現 .....	9
施策121 生涯にわたり学び続けることができる環境づくり .....	15
施策131 文化にふれ親しむことができる環境づくり.....	19
施策211 地域の実情に応じた多様な雇用支援.....	23
施策212 職業能力の開発と勤労者生活の支援.....	29
施策321 交通安全対策の推進 .....	33
施策323 安全で安心できる消費生活の確保.....	39
施策511 多文化共生社会づくりと国際貢献・交流の推進.....	45
施策521 NPOの参画による地域社会づくりの推進 .....	51

## ●政策・事業体系一覧

[政策展開の基本方向(五つの柱)]	[政策]	[施策]	[主担当部]
I 一人ひとりの思いを支える 社会環境の創造と人づくり	1 一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会の実現	1 人権尊重社会の実現 2 男女共同参画社会の実現	生活・文化部 生活・文化部
	2 豊かな個性を育む人づくりの推進	1 生涯にわたり学び続けることができる環境づくり 2 学校教育の充実 3 子どもの育ちを支える地域づくり	生活・文化部 教育委員会 健康福祉部
	3 文化・スポーツを通じた自己実現	1 文化にふれ親しむことができる環境づくり 2 スポーツの振興	生活・文化部 教育委員会
II 安心を支える雇用・就業 環境づくりと元気な産業づくり	1 安心を支える 雇用と就業環境づくりの推進	1 地域の実情に応じた多様な雇用支援 2 就業能力の開発と労働者生活の支援	生活・文化部 生活・文化部
	2 安心を支える 力強い農林水産業の振興	1 安全・安心な農産物の安定的な供給 2 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立 3 農林水産業・農山漁村を起点とした新たな価値の創出 4 活力ある林業による県産材生産・供給の推進 5 水産物を安定的に供給できる希望ある水産業の実現	農水商工部 農水商工部 農水商工部 環境森林部 農水商工部
	3 地域経済を支える 戦略的な産業振興	1 自律的産業集積の推進 2 中小企業活力の維持・拡大 3 地域資源を活用した産業の振興 4 観光・交流産業の振興	農水商工部 農水商工部 農水商工部 農水商工部
III 安全なくらしの確保と 安心できる生活環境の創造	1 災害に強い県づくりの推進 安心できる生活環境の創造	1 防災対策の推進 2 治山・治水・海岸保全対策の推進	防災危機管理部 県土整備部
	2 安全な生活の確保	1 交通安全対策の推進 2 犯罪対策の推進 3 安全で安心できる消費生活の確保 4 食の安全とくらしの衛生の確保 5 感染症対策の推進	生活・文化部 警察本部 生活・文化部 健康福祉部 健康福祉部
	3 健やかなくらしを育む ささえあい社会の構築	1 健康対策の推進 2 子育て環境の整備 3 地域とともに進める福祉社会づくり	健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部
	4 安心を支える医療・福祉の推進	1 医療体制の整備 2 生活保障の確保 3 高齢者保健福祉の推進 4 育がい者保健福祉の推進	健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部

[政策展開の基本方向(五つの柱)]		[政策]	[施策]	[主担当部]
IV 持続可能な 循環型社会の創造	1 資源循環型社会の構築		1 廃棄物対策の推進 2 大気環境の保全 3 水環境の保全 4 地球温暖化防止対策の推進	環境森林部 環境森林部 環境森林部 環境森林部
	2 自然との共生の確保		1 自然環境の保全・再生と活用 2 森林のもつ公益的機能の発揮	環境森林部 環境森林部
	3 環境保全活動の推進		1 環境経営・環境行動の促進	環境森林部
	4 土地・水・エネルギー資源の 効率的な利用の推進		1 土地の計画的な利用の促進 2 水資源の確保と効率的な総合利用 3 エネルギー対策の推進	政策部 政策部 政策部
V 人と地域の絆づくりと 魅力あふれるふるさと創造	1 多様な交流と連携の促進		1 多文化共生社会づくりと国際貢献・交流の推進 2 広域的な連携・交流の推進 3 科学技術振興・交流の推進	生活・文化部 政策部 農水商工部
	2 県民参加による地域づくりと 交流・連携を支える絆づくりの推進		1 NPOの多面による地域社会づくりの推進 2 分権型社会の実現 3 参画と協働による景観まちづくりの推進 4 県情報の効果的な発信による情報共有化の推進 5 ITの利活用におけるサービスの高度化	生活・文化部 政策部 県土整備部 政策部 政策部
	3 活力ある地域づくりの推進		1 地域の特性を生かした地域づくり 2 地域の特性を生かした農山漁村の振興と多面的機能の維持増進 3 東紀州地域の振興	政策部 農水商工部 政策部
	4 快適なまちづくりの推進		1 快適な都市環境の整備 2 快適で安心な住まいづくり	県土整備部 県土整備部
	5 交流・連携を広げ 社会を支える基盤の整備		1 道路網・港湾の整備 2 交通網の整備 3 基盤整備を進めるための公共事業の適正な運営と円滑な推進	県土整備部 政策部 県土整備部

## 施策1.1.1 人権尊重社会の実現

(主担当部局：生活・文化部)

目的	対象	県民一人ひとりが くらしの中で、人権が尊重されていると感じられる社会になっている	
施策目標項目 (主指標)	一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力を十分発揮できることに対する満足度	目標値	現状値

### 〔施策目標項目の説明〕

- e-Monitoringおよび県民を対象とした啓発イベントにおけるアンケートにおいて、「一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力を十分発揮できること」に対して、「満足」「どちらかといえば満足」と回答した人の割合（生活・文化部 人権・同和室調べ）

### （現状と課題）

人びとの人権意識は高まりつつありますが、偏見等による差別や人権侵害は未だに発生しており、多様な主体と連携・協働しながら、人権課題に対する総合的な取組を一層推進していく必要があります。とりわけ、地域社会において人権文化が醸成され、住民のあらゆる活動のベースに人権尊重の視点を根付かせていく、人権が尊重されるまちづくりの取組が重要です。

そのためには、県民一人ひとりが、人権課題を自らの問題として考え、行動に移していくよう、人権啓発・教育をより効果的に推進していくとともに、多様化・複雑化する人権相談に対して、さまざまな相談機関の機能を充実し、連携強化をはかっていくことが重要となっています。

### （めざす姿）

人権啓発・教育の推進により、県民一人ひとりが、さまざまな文化や多様性を認め合い、人権に対する理解と認識を深めるとともに、多様な主体が互いの役割を理解し、連携・協働しながら人権が尊重されるまちづくりに取り組むことにより、人権尊重社会の実現に向けた活動が主体的に行われています。

また、差別や人権侵害等に対して、迅速で適切な対応を行う人権相談体制やネットワークが整備され、差別や人権侵害を許さない、人権文化が定着した社会づくりが進展しています。

## (県の取組方向)

人権が尊重される社会を実現していくため、2005年度（平成17年度）に改定した「三重県人権施策基本方針（第一次改定）」に基づき、計画的に取組を推進するとともに、多様な主体との連携・協働により、人権が尊重されるまちづくりを推進します。

人権啓発については、県民一人ひとりが人権課題を自らの問題として考え、行動に移していくよう、多様な手段や機会を活用した啓発活動を進めます。

また、人権教育について、「三重県人権教育基本方針（2009年2月改定）」に基づき、各実施主体との有機的な連携・協力関係を一層強化し、人権感覚あふれる学校づくり・人権尊重の地域づくりを進めます。

人権擁護について、多様な主体との連携による人権相談ネットワークの構築を進めるとともに、各相談機関の相談員の資質向上に向けた支援を行います。

こうした取組を効果的に連携させ、同和問題や、女性、子ども、障がい者、高齢者等の人権に関する課題の解決に向けて取り組んでいきます。

## 施策 1.1.1 人権尊重社会の実現

(主担当部局：生活・文化部)

<再掲>

目的 的 意 図	対象	県民一人ひとりが	
	意図	くらしの中で、人権が尊重されていると感じられる社会になって いる	
施策目標 項目 (主指標)	一人ひとりの人権が尊重され、 個性や能力を十分発揮できるこ とに対する満足度	目標値	
		現状値	

県の取組 目標項目 (副指標)	地域における「人権が尊重される まちづくり」推進研修の受講者数	目標値	
		現状値	
	人権イベント・講座等の参加者数	目標値	
		現状値	

### [県の取組目標項目の説明]

- ・講師・助言者派遣等の県の支援を受け、地域が開催する「人権が尊重されるまちづくり」研修会等に参加した参加者数（生活・文化部 人権・同和室調べ）
- ・人権尊重社会の実現に向けて、県が開催する各種の人権啓発イベント・講座等へ参加した人数（生活・文化部 人権・同和室調べ）

### (施策展開するために取り組む基本事業)

- |                            |          |
|----------------------------|----------|
| 1.1.1.0.1 人権が尊重されるまちづくりの推進 | (生活・文化部) |
| 1.1.1.0.2 人権啓発の推進          | (生活・文化部) |
| 1.1.1.0.3 人権教育の推進          | (教育委員会)  |
| 1.1.1.0.4 人権擁護の推進          | (生活・文化部) |

基本事業 1.1.1.0.1	人権が尊重されるまちづくりの推進 (主担当：生活・文化部 人権・同和室)		
目的 的 意 圖	県民一人ひとり、住民組織、NPO・団体等、企業、市町、県などが協働しながら、人権が尊重されるまちづくりに向けた取組を進めている		
基本事業の 目標項目	地域における「人権が尊重されるまちづくり」推進研修の受講者数	目標値	
	「人権の擁護又は平和の推進を図る活動」を活動分野として選択しているNPO法人数	現状値	
	目標値		
	現状値		

[基本事業目標項目の説明]

- ・講師・助言者派遣等の県の支援を得て地域が開催する「人権が尊重されるまちづくり」研修会等の参加者数（生活・文化部 人権・同和室調べ）
- ・NPO法人の認証にあたり「人権の擁護又は平和の推進を図る活動」を活動分野として選択している県内の法人数（生活・文化部 男女共同参画・NPO室調べ）

基本事業 1.1.1.0.2	人権啓発の推進 (主担当：生活・文化部 人権・同和室)		
目的 的 意 圖	県民一人ひとりが人権課題について理解を深め、人権尊重社会の実現のために主体的に行動している		
基本事業の 目標項目	人権イベント・講座等の参加者数	目標値	
	現状値		
	目標値		
	現状値		

[基本事業目標項目の説明]

- ・人権尊重社会の実現に向けて、県が開催する各種の人権啓発イベント・講座等へ参加した人数（生活・文化部 人権・同和室調べ）
- ・三重県人権センターの展示室入場者数、図書室利用者数、多目的ホール入場者数の合計（三重県人権センター調べ）

基本事業 11103	人権教育の推進 (主担当：教育委員会人権教育室)		
目的 的 意 図	対象 学校、家庭、地域住民、NPO、企業等が 人権に対する理解と認識を深め、問題解決に向けて主体的に取り組んでいる		
基本事業の 目標項目	人権意識を高めるために市町教育委員会が連携・協働している多様な主体の数 人権教育を総合的・系統的に進め るためのカリキュラムを作成して いる学校の割合	目 標 値	
		現 状 値	
		目 標 値	
		現 状 値	

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・市町教育委員会等が多様な主体と連携・協働している数（教育委員会人権教育室調べ）
- ・発達段階に応じた人権教育カリキュラムやすべての教育活動を有機的につなぐカリキュラムなど、総合的に人権教育カリキュラムを作成している学校の割合（教育委員会人権教育室調べ）

基本事業 11104	人権擁護の推進 (主担当：生活・文化部 人権・同和室)		
目的 的 意 図	対象 差別や人権侵害等を受けた人が 人権相談窓口等による迅速で的確な支援により、問題解決のための速 やかな対応が行われる		
基本事業の 目標項目	「人権に係わる相談員スキルアップ講座」の受講者で「非常に有意義」と評価した人の割合 「人権に係わる相談員スキルアップ講座」等の参加者数	目 標 値	
		現 状 値	
		目 標 値	
		現 状 値	

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・「人権に係わる相談員スキルアップ講座」の受講者アンケートで、「非常に有意義」と回答した人の割合（三重県人権センター調べ）
- ・「人権に係わる相談員スキルアップ講座」受講者数および「人権に係わる相談員交流会」の参加者数（三重県人権センター調べ）



## 施策112 男女共同参画社会の実現

(主担当部局：生活・文化部)

目的 的 意 図	対象	県民一人ひとりが	
	性別にとらわれず、それぞれの生き方や価値観を尊重し合いながら、社会のあらゆる分野で共に参画している		
施策目標 項 目 (主指標)	県・市町の審議会等における女性委員の登用率	目標値	現状値

### [施策目標項目の説明]

- ・地方自治法（第202条の3）に基づき県および市町が設置する審議会等における女性委員の総委員数に対する割合（生活・文化部 男女共同参画・NPO室調べ）

### （現状と課題）

少子高齢化の進展により総人口が減少し、労働力人口も減少する中で、社会の活力および豊かな社会を維持していくためには、男女が、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる社会を築いていくことが極めて重要です。

政策・方針決定過程への女性の参画は徐々に進んでいるものの、その水準は依然として低く、県の調査によると「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識について、未だ4割を超える方が肯定的な考えを有し、さらに、社会全体で男女の地位が平等になっていると思う人の割合も微増にとどまるなど、男女共同参画社会の実現については、未だ不十分な状況にあります。

このため、男女共同参画意識の一層の普及・啓発をはじめ、男女共同参画に関する取組を着実に推進していく必要があります。

男女共同参画を阻害する女性に対する暴力については、特にドメスティック・バイオレンス（DV）の相談件数が増加傾向にあることから、一層のDV防止のための啓発を行うとともに、被害者支援にきめ細かく対応していく必要があります。

### （めざす姿）

男女が、性別にかかわらず、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、それぞれが多様な生き方を認められています。そして、男女が、対等な立場で家庭、学校、職場、地域などの社会のあらゆる分野における活動に積極的・主体的に参加し、共に責任を担っています。

市町等と連携して、企業、地域への働きかけを行い、職場や地域等において、男女共同参画に関する充実した取組が展開されています。

### (県の取組方向)

男女共同参画を一層推進するため、国、市町、関係団体と連携しながら女性の社会参画を支援するとともに、男女共同参画の視点をもって、各種取組を推進します。

意識の普及については、三重県男女共同参画センター等を通じて、効果的な啓発を展開するとともに、県民やN P O、事業者等の多様な主体と連携・協働しながら、地域等における取組に対する支援等を進めます。

働く場における男女間の格差是正や女性の能力発揮、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、環境整備に取り組む企業等への支援を行うとともに、自主的な取組の促進を行います。

地域活動における男女共同参画が進むよう、市町等と連携して地域での取組への働きかけや支援を行います。

D Vによる被害の防止対策については、「三重県D V防止及び被害者保護・支援基本計画（改定版）」に基づき、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、情報提供や被害者に対する相談・保護・自立支援等の取組を推進します。

## 施策 112 男女共同参画社会の実現

(主担当部局：生活・文化部)

<再掲>

目的 的 意 図	対象	県民一人ひとりが	
	性別にとらわれず、それぞれの生き方や価値観を尊重し合いながら、社会のあらゆる分野で共に参画している		
施策目標 項 目 (主指標)	県・市町の審議会等における女性委員の登用率	目標値	
		現状値	

県の取組 目標項目 (副指標)	男女共同参画を推進するための基本計画等を策定している市町の割合	目標値	
		現状値	
	男女共同参画センター主催の講座・フォーラム等への参加者数	目標値	
		現状値	
	社会全体で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	目標値	
		現状値	

### [県の取組目標項目の説明]

- ・県内29市町のうち、男女共同参画を推進するための条例または基本計画等を策定している市町の割合（生活・文化部 男女共同参画・NPO室調べ）
- ・三重県男女共同参画センターで主催した講座・講演・フォーラム・シンポジウムへの参加者の合計（生活・文化部 男女共同参画・NPO室調べ）
- ・「男女の地位が平等になっていると思いますか」という設問に対して、社会全体で「男女の地位が平等である」と回答した人の割合（生活・文化部 男女共同参画・NPO室「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」）

### (施策展開するために取り組む基本事業)

- 11201 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 (生活・文化部)
- 11202 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進 (生活・文化部)
- 11203 働く場における男女共同参画の推進 (生活・文化部)
- 11204 家庭・地域における男女共同参画の推進 (生活・文化部)
- 11205 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組 (健康福祉部こども局)

基本事業 11201	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 (主担当：生活・文化部 男女共同参画・NPO室)		
目的 的	対象	県民、市町、県が	
	意図	男女共同参画社会の実現に向けて協働で取り組んでいる	
基本事業の 目標項目	県の審議会等のうち男女のバランスがとれた構成の審議会等の割合	目標値	
		現状値	
	男女共同参画を推進するための基本計画等を策定している市町の割合	目標値	
		現状値	

[基本事業目標項目の説明]

- ・県の審議会等のうち、男女のいずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならない審議会等の割合（生活・文化部 男女共同参画・NPO室調べ）
- ・県内29市町のうち、男女共同参画を推進するための条例または基本計画等を策定している市町の割合（生活・文化部 男女共同参画・NPO室調べ）

基本事業 11202	男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進 (主担当：生活・文化部 男女共同参画・NPO室)		
目的 的	対象	県民一人ひとりが	
	意図	性別による固定的な役割分担意識を見直すなど、男女共同参画意識が普及している	
基本事業の 目標項目	男女共同参画センター主催の講座・フォーラム等への参加者数	目標値	
		現状値	
	社会全体で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	目標値	
		現状値	

[基本事業目標項目の説明]

- ・三重県男女共同参画センターで主催した講座・講演・フォーラム・シンポジウムへの参加者の合計（生活・文化部 男女共同参画・NPO室調べ）
- ・「男女の地位が平等になっていると思いますか」という設問に対して、社会全体で「男女の地位が平等である」と回答した人の割合（生活・文化部 男女共同参画・NPO室「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」）

基本事業 11203	働く場における男女共同参画の推進 (主担当：生活・文化部 男女共同参画・NPO室)		
目的 的 意 図	対象 県民一人ひとりが 働く場において、性別にかかわらず、多様な生き方を選択できる生活を営んでいる		
基本事業の 目標項目	自身の働く場において女性と男性が平等になっていると思う人の割合	目標値	
		現状値	
	1 農業委員会あたりの女性農業委員数	目標値	
		現状値	

[基本事業目標項目の説明]

- 「あなたの働いているところでは、女性と男性は平等だと思いますか」という設問に対して、「平等だと思います」と回答した人の割合 (生活・文化部 男女共同参画・NPO室「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」)
- 1 農業委員会あたりにおける女性農業委員の人数 (農水商工部農業経営室調べ)

基本事業 11204	家庭・地域における男女共同参画の推進 (主担当：生活・文化部 男女共同参画・NPO室)		
目的 的 意 図	対象 県民一人ひとりが 家庭、地域において、性別にかかわらず、多様な生き方を選択できる生活を営んでいる		
基本事業の 目標項目	家庭のなかで男女の地位が平等になっていると思う人の割合	目標値	
		現状値	
	自治会長の女性割合	目標値	
		現状値	

[基本事業目標項目の説明]

- 「家庭のなかで、男女の地位が平等になっていると思いますか」という設問に対して、「男女の地位が平等である」と回答した人の割合 (生活・文化部 男女共同参画・NPO室「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」)
- 地方自治法（第260条の2 第1項）に定める自治会・町内会等の町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体の代表者に占める女性の割合 (生活・文化部 男女共同参画・NPO室調べ)

基本事業 11205	心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組 (主担当：健康福祉部こども局こども家庭室)		
目的 的 意 図	DV（夫や恋人等からの身体的・精神的・性的等の暴力）を受けている人が 身近なところでDVに対する相談や支援を受けている		
基本事業の 目標項目	DV被害を受けた経験のある人のうち、どこ（だれ）かに相談したことがある人の割合	目標値	
	女性に対する暴力をなくす運動期間中の啓発か所数	現状値	
		目標値	
		現状値	

[基本事業目標項目の説明]

- ・「配偶者や恋人から、暴力を受けたときにどこ（だれ）かに相談しましたか」という設問に対し、「どこ（だれ）かに相談した」と回答した人の割合（生活・文化部 男女共同参画・NPO室「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」）
- ・内閣府男女共同参画推進本部が「女性に対する暴力をなくす運動」期間と位置づける、毎年11月12日から25日までの2週間において、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（改定版）」に基づき、DVを許さない社会意識の啓発や相談機関情報を提供したか所数（健康福祉部こども局こども家庭室調べ）

## 施策 121 生涯にわたり学び続けることができる 環境づくり

(主担当部局：生活・文化部)

目的	対象	県民が	
意図	生涯にわたり楽しく学び、その成果を生かして活動している		
施策目標 項目 (主指標)	県立生涯学習施設の利用者数	目標値	現状値

### 〔施策目標項目の説明〕

- ・県立の図書館、美術館、博物館、斎宮歴史博物館、熊野少年自然の家、鈴鹿青少年センター、生涯学習センターの年間利用者数（生活・文化部 文化振興室調べ）

### （現状と課題）

少子化に伴う人口減少と高齢化の急速な進展、核家族や共働き家庭の増加、人間関係の希薄化などの社会の変化に対応し、地域社会を支える意欲ある担い手が求められています。そのためには、多くの県民が、学習の成果を生かし意欲的に活動することにより、地域や家庭の力を高めていく必要があります。

こうした県民の多様化・高度化した学習ニーズに的確に対応するため、だれでも、いつでも、どこでも、興味や必要に応じて楽しく学び続けることができる環境づくりが求められています。

### （めざす姿）

県民の多様な学習ニーズに応えることができる生涯学習の場や機会が充実しています。

また、県民が、楽しく学びながら、学習の成果を生かして地域で積極的に活動しています。

### (県の取組方向)

県立の図書館や博物館、文化会館、生涯学習センター等が、県の「文化と知的探求の拠点」としての機能を充実し、連携を強化するとともに、市町が持つ「身近な拠点」や学校、地域との連携により、県民が個性を磨き知的探求心を満たせるような取組を進め、子どもたちの「生きる力」や変化する社会に対応する大人の力を育成するための環境づくりを行います。

特に、三重県総合文化センター周辺では、新県立博物館の整備を進めるとともに各施設等が、集積による利点を最大限に生かして、多様化・高度化する県民の学習ニーズや知的探求心を満たす学びの場を提供します。

## 施策12.1 生涯にわたり学び続けることができる 環境づくり

(主担当部局：生活・文化部)

<再掲>

目的 的 意 図	対象 県民が		
	生涯にわたり楽しく学び、その成果を生かして活動している		
施策目標 項 目 (主指標)	県立生涯学習施設の利用者数	目標値	

県の取組 目標項目 (副指標)	生涯学習情報提供システムへのア クセス数	目標値	
		現状値	
	社会教育指導者の養成講座への参 加者数	目標値	
		現状値	

[県の取組目標項目の説明]

- ・さまざまな主体が提供する学習機会や、さまざまな分野の講師情報などを蓄積し、発信している三重県生涯学習情報提供システムへの年間アクセス数（生活・文化部 文化振興室調べ）
- ・社会教育の指導者に対する人材養成講座の参加者数（教育委員会社会教育・文化財保護室調べ）

(施策展開するために取り組む基本事業)

12.1.01 学びあう場の充実

(生活・文化部)

12.1.02 地域と連携した社会教育の推進

(教育委員会)

基本事業 1.2.1.0.1	学びあつ場の充実	(主担当・生活・文化部 文化振興室)	
目的 的 意 圖	対象 県民が		
	多様で充実した学習の機会や場を活用し楽しく学んでいる		
基本事業の 目標項目	生涯学習情報提供システムへのア クセス数	目標値	
	現状値		
基本事業の 目標項目	県立図書館のレファレンスサービ ス利用件数	目標値	
	現状値		

[基本事業目標項目の説明]

- ・さまざまな主体が提供する学習機会や、さまざまな分野の講師情報などを蓄積し、発信している三重県生涯学習情報提供システムへの年間アクセス数（生活・文化部 文化振興室調べ）
- ・県立図書館のレファレンスサービスのうち、所蔵調査、事実調査に関する利用件数（生活・文化部 文化振興室調べ）

基本事業 1.2.1.0.2	地域と連携した社会教育の推進	(主担当・教育委員会社会教育・文化財保護室)	
目的 的 意 圖	対象 県民が		
	地域で積極的に学習に取り組み、その成果を生かして活動している		
基本事業の 目標項目	社会教育指導者の養成講座への参 加者数	目標値	
	現状値		
基本事業の 目標項目	熊野少年自然の家・鈴鹿青少年セ ンターにおける主催事業への参加 者数	目標値	
	現状値		

[基本事業目標項目の説明]

- ・社会教育の指導者に対する人材養成講座の参加者数（教育委員会社会教育・文化財保護室調べ）
- ・青少年教育施設が企画実施する研修事業への参加者数（教育委員会社会教育・文化財保護室調べ）

## 施策13.1 文化にふれ親しむことができる環境づくり

(主担当部局：生活・文化部)

目的	対象	県民が	
意図	多様な文化にふれ親しみ、地域の歴史や文化を大切にしている		
施策目標項目 (主指標)	三重県総合文化センター利用者数	目標値	現状値

### 〔施策目標項目の説明〕

- ・三重県文化会館、三重県生涯学習センター、三重県男女共同参画センター利用者数の合計人数（生活・文化部 文化振興室調べ）

### （現状と課題）

時代が成長から成熟へと転換するにつれ、生き方・くらし方に対する人々の欲求は強まり、かつ多様化しています。こうした中で、県民一人ひとりの自己実現をはかるためには、多様な文化にふれ親しむことをとおして、それぞれの感性や創造力を高めていくことができる機会づくりが求められています。

また、世代間や住民相互のつながりなど、これまで地域を支え、文化を継承・発展させてきた基礎的な力が弱まっています。こうした変化に柔軟に対応し、元気な地域づくりを持続的に進めるためには、文化を通じて地域を支える人の「つながり」「支え合い」の再構築をはかる取組が必要です。

### （めざす姿）

県民のだれもが多様な文化を享受するとともに、文化活動に参画・参加しています。また、県民の間に地域の歴史や文化に愛着を感じ、守り伝えていこうとする意識が高まっています。

### (県の取組方向)

県民が多様な文化にふれ親しみ、文化活動に参画・参加できるとともに、それぞれの活動の文化芸術性を自ら高めていくことができる環境づくりを推進するため、さまざまな文化活動への支援、顕彰制度の運用や質の高い文化芸術の発表の場づくりを行うとともに、県内文化施設や文化に関わる地域の多様な主体と連携・協働し、地域の文化施設や学校等において文化にふれ親しむ機会の提供を行い、県民の文化活動を支援します。

また、地域の文化財で特に重要なものは指定し、巡視・調査を行い、適切な保護をはかるとともに、修復と併せて活用にも支援するなど文化財の活用による人づくり・まちづくりを推進します。関係機関と連携して世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存・活用に取り組み、「三重県史」は刊行完了をめざします。史跡斎宮跡では地域と協働しながら史跡整備に取り組みます。

## 施策 13.1 文化にふれ親しむことができる環境づくり

(主担当部局：生活・文化部)

<再掲>

目的 的 意 図	対象 県民が		
	多様な文化にふれ親しみ、地域の歴史や文化を大切にしている		
施策目標 項目 (主指標)	三重県総合文化センター利用者 数	目標値	
		現状値	

県の取組 目標項目 (副指標)	文化芸術情報アクセス件数	目標値	
		現状値	
	文化財の活用事業等への参加者数	目標値	
		現状値	

### [県の取組目標項目の説明]

- ・文化振興室が管理運営するインターネットのホームページ「三重の文化」への月平均アクセス件数（生活・文化部 文化振興室調べ）
- ・活かそう美し国の文化財事業の活用事業、埋蔵文化財センターが行う展覧会、現地説明会、公開講座等、社会教育・文化財保護室が行う出前講座等への参加者数の合計（教育委員会社会教育・文化財保護室調べ）

### (施策展開するために取り組む基本事業)

- 13.1.0.1 文化とふれ親しみ創造する機会の充実 (生活・文化部)  
 13.1.0.2 歴史的資産等の発掘・保存・継承・活用 (教育委員会)

基本事業 13101	文化とふれ親しみ創造する機会の充実 (主担当 生活・文化部 文化振興室)		
目的 的 意 図	県民が 多様な文化にふれ親しみ、創造し、文化活動に参加することで文化の 裾野を広げ高めている		
基本事業の 目標項目	文化芸術情報アクセス件数		目標 値
			現状 値
	三重県総合文化センター施設利用率		目標 値
			現状 値

[基本事業目標項目の説明]

- ・文化振興室が管理運営するインターネットのホームページ「三重の文化」への月平均アクセス件数（生活・文化部 文化振興室調べ）
- ・三重県総合文化センターのホール、会議室、研修室の開館日数に対する利用日数の割合（生活・文化部 文化振興室調べ）

基本事業 13102	歴史的資産等の発掘・保存・継承・活用 (主担当：教育委員会社会教育・文化財保護室)		
目的 的 意 図	県民が 歴史的資産等を発掘し、地域の誇りとして大切にし、保存・継承・活用している		
基本事業の 目標項目	文化財の活用事業等への参加者数		目標 値
			現状 値
	文化財情報アクセス件数		目標 値
			現状 値
「三重県史」刊行割合			目標 値
			現状 値

[基本事業目標項目の説明]

- ・活かそう美し国の文化財事業の活用事業、埋蔵文化財センターが行う展覧会、現地説明会、公開講座等、社会教育・文化財保護室が行う出前講座等への参加者数の合計（教育委員会社会教育・文化財保護室調べ）
- ・県が管理運営するインターネットの文化財に関するホームページへの月平均アクセス件数（教育委員会社会教育・文化財保護室調べ）
- ・「三重県史」全30巻36冊の計画における編集完了冊数の割合（生活・文化部 文化振興室調べ）

## 施策 211 地域の実情に応じた多様な雇用支援

(主担当部局：生活・文化部)

目的	対象	働く意欲のある人が	
意図	就労している		
施策目標項目 (主指標)	雇用対策事業により支援した人の就職率	目標値	現状値

### 〔施策目標項目の説明〕

- ・県が実施または関与する雇用対策事業により支援した人の支援終了後3か月以内の就職率（生活・文化部 勤労・雇用支援室調べ）

### 〔現状と課題〕

県内の雇用状況は、地域や求職者の年齢・障がいの有無によって大きく差があることから、地域の実情に応じた多様な雇用支援策が求められています。

これまで、若年者や障がい者、高年齢者等に対する雇用支援を進めてきましたが、2008年（平成20年）秋に発生した金融危機の影響により、雇用情勢は急激に悪化し、現在も依然として厳しい状況が続いている。

特に、若年者では、就職先が未決定のまま学校を卒業する者の増加、就職後3年以内の離職率や無業者等が高い水準で推移していることなどの課題があり、そのような若年者に対し、職業人として必要な知識・技能の向上や勤労観・職業観の醸成などの就労支援を進める必要があります。

また、障がい者雇用では、全国でも低位にある民間企業における障がい者の実雇用率を改善し、障がい者が就業を通じて自立した生活を送ることができるよう取組を充実させるとともに、高齢化の急速な進展等をふまえ、働く意欲のある高年齢者の安定した就業機会を確保する必要があります。

これら雇用施策の推進にあたっては、NPO、経済団体、労働局、市町等が果たす役割も大きく、地域の多様な主体と協働し、地域の実情に応じた取組が重要となります。

### 〔めざす姿〕

地域の多様な主体が、地域の実情に応じたきめ細かな雇用支援を展開することで、働く意欲のある人が年齢や障がいの有無に関係なく、個性・特性を尊重され、その能力を十分に発揮し、就労しています。

### (県の取組方向)

若年者の雇用対策では、職業相談、雇用関係情報の提供、職業紹介等をワンストップで提供する「おしごと広場みえ」を拠点に、未就職卒業者への支援や、勤労観・職業観の醸成等に取り組みます。また、若年無業者等に対しては、NPO等と連携して支援の輪をひろげ、本人やその家族等が支援機関へ相談しやすい環境づくりを進め、職業的自立への支援に取り組みます。

障がい者の雇用対策では、事業主への啓発、障がい者とその家族への就労に向けた自立意識の醸成、職業訓練機会の提供等により雇用の促進に努めます。

中高年齢者の雇用対策では、就職面接会の実施や、シルバー人材センターの機能充実に向けた支援に取り組むことで、就労機会の拡大をはかります。

地域の実情に応じたきめ細かな雇用支援策を実施するため、NPO、経済団体、労働局、市町等地域の多様な主体と連携・協働して雇用施策を進めます。

## 施策211 地域の実情に応じた多様な雇用支援

(主担当部局：生活・文化部)

&lt;再掲&gt;

目的 的 意 図	対象 働く意欲のある人が		
	就労している		
施策目標 項 目 (主指標)	雇用対策事業により支援した人 の就職率	目標値	
		現状値	

県の取組 目標項目 (副指標)	県が実施する若年者の雇用対策事 業により支援した若年者の数	目標値	
		現状値	
	民間企業における障がい者の実雇 用率	目標値	
		現状値	

### [県の取組目標項目の説明]

- 「おしごと広場みえ」における職業紹介・職業相談やカウンセリングなど雇用に関わるワンストップサービス、インターンシップ、雇用関係のセミナー等の推進により県が支援した若年者の数（生活・文化部 勤労・雇用支援室調べ）
- 常用労働者数56人以上の民間企業において常時雇用する労働者のうち、身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者を雇用している割合（三重労働局調べ）

### (施策展開するために取り組む基本事業)

- |                       |          |
|-----------------------|----------|
| 21101 若年者の雇用支援        | (生活・文化部) |
| 21102 障がい者、高年齢者等の雇用支援 | (生活・文化部) |
| 21103 雇用施策の地域展開       | (生活・文化部) |

基本事業 21101	若年者の雇用支援 (主担当：生活・文化部 勤労・雇用支援室)		
目的 的 意 図	働く意欲のある若年者が 就労している		
基本事業の 目標項目	県が実施する若年者の雇用対策事業により支援した若年者の数 若年者の就職率	目標値 現状値	
		目標値 現状値	

[基本事業目標項目の説明]

- 「おしごと広場みえ」における職業紹介・職業相談やカウンセリングなど雇用に関わるワンストップサービス、インターンシップ、雇用関係のセミナー等の推進により県が支援した若年者の数（生活・文化部 勤労・雇用支援室調べ）
- 若年者の有効求職者数のうち、常用雇用で就職した人の割合（三重労働局調べ）

基本事業 21102	障がい者、高齢者等の雇用支援 (主担当：生活・文化部 勤労・雇用支援室)		
目的 的 意 図	働く意欲のある障がい者、高齢者等が 就労している		
基本事業の 目標項目	民間企業における障がい者の実雇用率 県の障がい者訓練事業により支援した障がい者数 シルバー人材センターの会員数	目標値 現状値	
		目標値 現状値	

[基本事業目標項目の説明]

- 常用労働者数56人以上の民間企業において常時雇用する労働者のうち、身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者を雇用している割合（三重労働局調べ）
- 県が実施する障がい者を対象とした訓練事業により支援した障がい者の数（生活・文化部 勤労・雇用支援室調べ）
- 社団法人三重県シルバー人材センター連合会に加入しているシルバー人材センターの会員数（社団法人三重県シルバー人材センター連合会調べ）

基本事業 2.1.1.0.3	雇用施策の地域展開 (主担当：生活・文化部 勤労・雇用支援室)		
目的	対象	地域における多様な主体が	
	意図	地域の実情に応じた雇用支援に取り組んでいる	
基本事業の 目標項目	雇用支援に取り組んでいる市町の 割合	目標値	
		現状値	

[基本事業目標項目の説明]

- ・県内全市町のうち雇用支援（雇用創出基金事業を除く）に取り組んでいる市町の割合（生活・文化部 勤労・雇用支援室調べ）



## 施策 212 職業能力の開発と労働者生活の支援

(主担当部局：生活・文化部)

目的	対象	働く意欲のある人が	
意図	就職や技能向上のために必要な職業能力開発に取り組み、就労環境が整備された職場でいきいきと働いている		
施策目標項目 (主指標)	職業能力開発機会を提供している事業所の割合	目標値	
		現状値	

### 〔施策目標項目の説明〕

- ・調査対象事業所（従業者規模10人以上300人未満の県内事業所から抽出）のうち、自発的な職業能力の開発を目的とした研修等を実施している事業所の割合（生活・文化部 勤労・雇用支援室「三重県内事業所賃金等実態調査」）

### 〔現状と課題〕

2008年（平成20年）秋に発生した金融危機の影響により、雇用情勢は急激に悪化し、本県において多くの労働者が職を失いました。このため、県では離職者の再就職を支援するため、職業訓練や資格取得助成制度を充実してきたところです。現在も依然として厳しい状況が続いており、引き続き雇用のセーフティネットとして、ニーズに応じた多様な職業訓練等の提供や離職者等に対する相談窓口の充実等が求められています。

また、我が国の産業界においては、価格・品質競争が激しくなる中、一人ひとりの能力を高めることで生産性を向上させることが求められており、労働者の職業能力開発が重要性を増すとともに、若年者のものづくり離れ等により、円滑な技能の継承が課題となっています。

さらに、雇用・経済情勢の不透明さは労働条件等にも大きく影響しており、労働者の各種相談への適切な対応などセーフティネットの確保、長い総労働時間の縮減や、育児・介護への支援を含めた働き続けられる職場の環境づくりなどが求められています。このため、健康で豊かな生活のための時間の確保や多様な働き方・生き方の選択を可能とするワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組が必要です。

### 〔めざす姿〕

働く意欲のある人が、就職や技能向上などそれぞれのニーズに応じた多様な職業訓練に取り組み、就労環境が整備された職場で能力を発揮して働き続けるとともに、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて趣味や学習、地域活動など、生活と調和のとれた働き方を実現しています。

### (県の取組方向)

学卒者や離職者、在職者などを対象に多様な職業訓練を実施し、地域産業の人材育成や離職者の再就職を支援します。

認定職業訓練校が実施する職業訓練への支援や技能検定の実施により民間企業における技能向上の取組を支援するとともに、高度な技能を持った技能士の表彰等により技能尊重社会形成を促進します。

職場における就労環境整備や男女共同参画、勤労者における地域づくり参画等の機運醸成を進めることにより、ワーク・ライフ・バランスの推進をはかります。

労働生活相談室の運営など勤労者および離職者の悩みの軽減をはかるとともに、離職者等に対して緊急に必要となる生活資金の融資などセーフティネットとしての支援を行います。

若年者の早期離職防止のため、インターンシップや実務セミナーの開催など自己の適性に応じた職業選択の支援を行います。

## 施策212 職業能力の開発と勤労者生活の支援

(主担当部局：生活・文化部)

&lt;再掲&gt;

目的 的 意 図	対象 働く意欲のある人が		
	就職や技能向上のために必要な職業能力開発に取り組み、就労環境が整備された職場でいきいきと働いている		
施策目標 項 目 (主指標)	職業能力開発機会を提供している事業所の割合	目標値	
		現状値	

県の取組 目標項目 (副指標)	県が実施または支援する職業訓練への参加者数	目標値	
		現状値	
労使共同でワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業の割合	目標値		
	現状値		

### [県の取組目標項目の説明]

- ・県が実施している職業訓練および県が財政支援等をしている民間職業訓練への参加者数（生活・文化部 勤労・雇用支援室調べ）
- ・調査対象事業所（従業者規模10人以上300人未満の県内事業所から抽出）のうち、労使共同でワーク・ライフ・バランスに取り組むと回答した事業所の割合（生活・文化部 勤労・雇用支援室「三重県内事業所賃金等実態調査」）

### (施策展開するために取り組む基本事業)

- 21201 多様な職業能力開発への支援と技能の継承 (生活・文化部)  
 21202 いきいきと働くことができる就労環境等の整備 (生活・文化部)

基本事業 21201	多様な職業能力開発への支援と技能の継承 (主担当：生活・文化部 勤労・雇用支援室)		
目的 的 意 圖	対象 労働者や求職者が 職業能力開発の機会を得るとともに、技能の重要性の理解を深め、その円滑な継承に努めている		
基本事業の 目標項目	県が実施または支援する職業訓練への参加者数	目標値	
		現状値	
	技能検定合格者数	目標値	
		現状値	

[基本事業目標項目の説明]

- ・県が実施している職業訓練および県が財政支援等をしている民間職業訓練への参加者数（生活・文化部 勤労・雇用支援室調べ）
- ・県が実施する技能検定試験の合格者数（生活・文化部 勤労・雇用支援室調べ）

基本事業 21202	いきいきと働くことができる就労環境等の整備 (主担当：生活・文化部 勤労・雇用支援室)		
目的 的 意 圖	対象 働いている人が 仕事と生活を調和させ、労働環境が整備された職場でいきいきと働き続けている		
基本事業の 目標項目	労使共同でワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業の割合	目標値	
		現状値	
	男女がいきいきと働いている企業の認証数（累計）	目標値	
		現状値	

[基本事業目標項目の説明]

- ・調査対象事業所（従業者規模10人以上300人未満の県内事業所から抽出）のうち、労使共同でワーク・ライフ・バランスに取り組むと回答した事業所の割合（生活・文化部 勤労・雇用支援室「三重県内事業所賃金等実態調査」）
- ・「男女がいきいきと働いている企業認証制度」において認証した企業の累計数（生活・文化部 勤労・雇用支援室調べ）

## 施策321 交通安全対策の推進

(主担当部局：生活・文化部)

目的	対象	県民一人ひとりが	
的意図	交通安全意識を高め、安全・安心で快適な交通社会の中で暮らしている		
施策目標項目 (主指標)	交通事故死者数	目標値	
		現状値	

### [施策目標項目の説明]

- 交通事故発生から24時間以内の死者数（警察本部交通部調べ）

### (現状と課題)

悲惨な交通事故をなくし、だれもが住みよい安全で安心な交通社会の実現のため、交通安全対策の強化が求められています。

これまで、ソフト・ハード両面から交通事故抑止に取り組み、2009年（平成21年）の県内の交通事故死者数は112人と、「第8次三重県交通安全計画」で掲げた交通事故死者数の抑止目標（130人以下）を3年連続して達成しました。しかし、交通事故は年間約6万件（165件/日）発生しており、1日あたり42人の県民が交通事故により死傷しています。また、高齢社会への移行に伴い、高齢者が当事者となる事故が増加傾向にあり、交通弱者を巡る交通安全対策の充実が課題となっています。

このため、交通事故に伴う死者数の一層の減少に取り組むとともに、交通事故総数や負傷者数の減少に向けて、交通安全意識や交通マナーの向上のための教育・啓発や交通安全施設の整備、交通指導取締りの推進など、ソフト・ハード両面から地域の交通安全対策を一層強力に推進することが必要です。

### (めざす姿)

信号機などの交通安全施設が整備された環境のもとで、多様な主体が交通安全対策に取り組み、県民一人ひとりが交通安全意識を高め、安全・安心で快適な交通社会の中で暮らしています。

### (県の取組方向)

交通安全に関する知識を普及し、県民一人ひとりの交通安全意識の高揚をはかるとともに、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践の習慣化を促進するため、三重県交通安全研修センターにおける交通安全教育や地域住民の多様な知恵と創造力を生かした交通安全教育・啓発活動を推進します。

また、特に子どもや高齢者などの交通弱者が、安全で安心して生活できる交通環境の形成に向けた交通安全対策を推進するとともに、地域の主体的な交通安全活動を支援します。

通学路等の生活道路や新設道路については、信号機の新設・改良、歩道や照明灯の整備、交差点改良などを計画的に推進するとともに、幹線道路等においては光ビーコン等の交通管制機器の整備や交通事故多発箇所の解消に向けた重点的な整備を推進します。

交通ルールの遵守とマナーの向上をはかるため、飲酒運転・信号無視などの悪質・危険な違反やシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底に重点を置いた取締りや啓発を推進します。

III 安全なくらしの確保と安心できる生活環境の創造

III-2 安全な生活の確保

III-2-1 交通安全対策の推進

III-2-2 犯罪対策の推進

III-2-3 安全で安心できる消費生活の確保

III-2-4 食の安全とくらしの衛生の確保

III-2-5 感染症対策の推進

## 施策321 交通安全対策の推進

(主担当部局：生活・文化部)

<再掲>

目的 的 意 図	対象	県民一人ひとりが	
	意図	交通安全意識を高め、安全・安心で快適な交通社会の中で暮らしている	
施策目標 項目 (主指標)	交通事故死者数	目標値	
		現状値	

県の取組 目標項目 (副指標)	交通事故死傷者数	目標値	
		現状値	
	交通安全指導者養成・資質向上講座受講者数	目標値	
		現状値	
	シートベルトの着用率	目標値	
		現状値	

[県の取組目標項目の説明]

- ・交通事故による死者数と負傷者数の合計（警察本部交通部調べ）
- ・三重県交通安全研修センターにおける交通安全指導者養成・資質向上講座の受講者数（生活・文化部 交通安全・消費生活室調べ）
- ・一般道路における運転者のシートベルト着用率（警察本部交通部調べ）

(施策展開するために取り組む基本事業)

32101 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進

(生活・文化部)

32102 安全で快適な交通環境の整備

(警察本部)

32103 交通秩序の維持

(警察本部)

基本事業 3.2.1.0.1	交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進 (主担当：生活・文化部 交通安全・消費生活室)		
目的 的 意 圖	県民一人ひとりが 交通事故の危険性を十分認識し、自ら交通安全意識等を高めて交通ルールを守り、交通事故のない社会をめざしている		
基本事業の 目標項目	交通事故死傷者数	目標値	
		現状値	
	交通安全指導者養成・資質向上講座受講者数	目標値	
		現状値	

[基本事業目標項目の説明]

- ・交通事故による死者数と負傷者数の合計（警察本部交通部調べ）
- ・三重県交通安全研修センターにおける交通安全指導者養成・資質向上講座の受講者数（生活・文化部 交通安全・消費生活室調べ）

基本事業 3.2.1.0.2	安全で快適な交通環境の整備 (主担当：警察本部交通部)		
目的 的 意 圖	信号機などの交通安全施設が 歩行者や運転者にとって、安全で快適に通行ができるように整備され ている		
基本事業の 目標項目	通学路における横断歩道等の標識 ・標示の整備学校（地区）数	目 標 値	
		現 状 値	
	交通環境の変化等により緊急に整 備が必要となる信号機の整備箇所 数	目 標 値	
		現 状 値	
	県管理道路における通学路指定区 間の安全歩行空間整備の新規着手 箇所数	目 標 値	
		現 状 値	
基本事業の 目標項目	通学路における自転車・歩行者用 照明灯の整備箇所数	目 標 値	
		現 状 値	

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・学校区ごとにおける通学路を中心とした交通安全施設（道路標識・道路標示）の整備学校（地区）数（警察本部交通部調べ）
- ・道路が新設され交差点となる箇所、子どもや高齢者、障がい者等の交通弱者の利用が多い経路および交通事故多発箇所等緊急性、必要性の高い交差点等における信号機の整備箇所数（警察本部交通部調べ）
- ・県が管理する道路で、通学路に指定されている区間のうち、緊急に歩道などの整備が必要な箇所における歩行空間整備の新規着手箇所数（県土整備部維持管理室調べ）
- ・県が管理する、通学生が通学に利用している道路で、道路照明灯がなく下校時の安全確保の必要性が高い区間における照明灯の整備箇所数（県土整備部維持管理室調べ）

基本事業 3.2.1.0.3	交通秩序の維持 (主担当：警察本部交通部)		
目的 的 意 圖	道路利用者が 安全で快適な交通社会の形成に向け、交通ルールとマナーを守ってい る		
基本事業の 目標項目	シートベルトの着用率	目 標 値	
		現 状 値	

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・一般道路における運転者のシートベルト着用率（警察本部交通部調べ）



## 施策323 安心できる消費生活の確保

(主担当部局：生活・文化部)

目的	対象	県民一人ひとりが	
意図	安心できる消費活動を行っている		
施策目標項目 (主指標)	消費生活事業利用者数	目標値	現状値

### 〔施策目標項目の説明〕

- ・消費生活にかかる相談窓口や講座、研修会、情報提供事業の年間利用者数（生活・文化部 交通安全・消費生活室調べ）

### 〔現状と課題〕

商品やサービス、商取引の多様化・複雑化が進み、消費生活をとりまく環境が大きく変化している中、消費者自らが知識と判断力を身につけていくことが重要です。

これまで、相談・啓発など消費者の自立に向けた支援や事業者の指導に取り組んだ結果、架空・不当請求に関する相談件数は減少してきていますが、環境の変化とともに、消費者と事業者との間の情報力や交渉力等の格差は拡大しており、新たな消費者トラブルや高齢者を狙った悪質商法への対応が求められています。

消費者が主役となる社会の構築に向けて、2009年（平成21年）9月、消費者庁の設置とともに消費者安全法が施行され、国、県、市町が一体となって消費者行政に取り組んでいくこととなりました。県は、県内の消費者行政の中核センターとして、専門的な相談への対応、市町の支援、消費者事故情報等の集約化等の役割が求められ、市町は、住民に身近な窓口として、消費生活センターや消費生活相談窓口の一層の充実が求められています。

また、環境変化に迅速に対応し、安全な消費生活を守るために、多面的な啓発活動と事業者自らの取組が必要であり、市町をはじめ、消費者団体、事業者団体等との連携・協働が重要となっています。

### 〔めざす姿〕

消費者団体や事業者団体、教育機関、行政等が連携・協働することにより、事業者から安全で安心な商品やサービスが提供されるとともに、県民一人ひとりが、消費生活に関する正しい知識や情報を得て、自主的かつ合理的な消費活動を行っています。

### (県の取組方向)

自立した消費者を育成するため、高齢者を中心に、あらゆる世代に対する消費者教育・消費者啓発の充実をはかるとともに、多様な媒体による情報提供を行っていきます。

また、県内の消費者行政の中核センターとして、消費者トラブルに関する情報の集約化、それに基づく情報提供や注意喚起、専門的・広域的な相談への対応などをを行うとともに、消費者行政の充実に取り組む市町の支援を行います。

消費者被害を防止・救済するため、相談員の資質向上、専門家の活用を進めるとともに、悪質な商取引については、市町、警察、他県、府内関係各部等と情報共有を進め、連携して取引の適正化をはかります。

また、自主基準の策定など業界全体で取引の適正化に取り組む姿勢の醸成を促進し、事業者指導の強化をはかります。

さらに、消費者行政を推進するため、消費者団体、事業者団体、教育機関、行政等のネットワーク化を進め、連携した取組を進めていきます。

## 施策323 安全で安心できる消費生活の確保

(主担当部局：生活・文化部)

<再掲>

目的的	対象	県民一人ひとりが	
	意図	安全で安心できる消費活動を行っている	
施策目標項目 (主指標)	消費生活事業利用者数	目標値	
		現状値	

県の取組目標項目 (副指標)	「みえ・くらしのネットワーク」の参加団体数	目標値	
		現状値	
	消費生活講座参加者数	目標値	
		現状値	
	消費生活相談における「自主交渉に向けた助言」の割合	目標値	
		現状値	

[県の取組目標項目の説明]

- ・消費者団体、事業者団体、行政、司法機関等でつくる「みえ・くらしのネットワーク」の参加団体数（生活・文化部 交通安全・消費生活室調べ）
- ・県が実施している消費生活に係る啓発事業のうち、「一日講座」「青少年講座」等の年間参加者数の合計人数（生活・文化部 交通安全・消費生活室調べ）
- ・消費生活相談において、事業者との自主交渉を行うための助言をした割合（生活・文化部 交通安全・消費生活室調べ）

(施策展開するために取り組む基本事業)

- 3.2.3.0.1 消費者自立のための支援 (生活・文化部)  
 3.2.3.0.2 消費者被害の防止・救済 (生活・文化部)  
 3.2.3.0.3 連携で築く消費者の安全・安心 (生活・文化部)

基本事業 32301		消費者自立のための支援 (主担当：生活・文化部 交通安全・消費生活室)		
目的	対象	県民一人ひとりが		
	意図	自立した消費活動を行うための正しい知識、情報を得ている		
基本事業の 目標項目	消費生活講座参加者数		目標値	
			現状値	
	県消費生活センターの利用者数		目標値	
			現状値	

[基本事業目標項目の説明]

- ・県が実施している消費生活に係る啓発事業のうち、「一日講座」「青少年講座」等の年間参加者数の合計人数（生活・文化部 交通安全・消費生活室調べ）
- ・県消費生活センター（来所相談、研修室・展示ホールの利用）の利用者数（生活・文化部 交通安全・消費生活室調べ）

基本事業 32302		消費者被害の防止・救済 (主担当：生活・文化部 交通安全・消費生活室)		
目的	対象	県民一人ひとりが		
	意図	自主的に事業者との消費者トラブルを回避、または解決している		
基本事業の 目標項目	消費生活相談における「自主交渉 に向けた助言」の割合		目標値	
			現状値	

[基本事業目標項目の説明]

- ・消費生活相談において、事業者との自主交渉を行うための助言をした割合（生活・文化部 交通安全・消費生活室調べ）

基本事業 3.2.3.0.3	連携で築く消費者の安全・安心 (主担当：生活・文化部 交通安全・消費生活室)		
目的	対象	消費者、事業者、行政等が	
意図	連携・協働し、消費者トラブルの未然・拡大防止に取り組んでいる		
基本事業の 目標項目	「みえ・くらしのネットワーク」の 参加団体数	目標値	
		現状値	

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・消費者団体、事業者団体、行政、司法機関等でつくる「みえ・くらしのネットワーク」の参加団体数（生活・文化部 交通安全・消費生活室調べ）



## 施策5.1.1 多文化共生社会づくりと国際貢献・交流の推進

(主担当部局：生活・文化部)

目的	対象	県民が	
	意図	国籍や民族が異なる人びとが互いの文化的な違いを認め合う多文化共生社会の中で暮らし、国際社会の一員として活発に国際貢献・国際交流活動を行っている	
施策目標項目 (主指標)	多文化共生、国際化に取り組む団体数	目標値	
		現状値	

### 〔施策目標項目の説明〕

- ・多文化共生事業に県と協働で取り組む団体、企業等の数、国際化に取り組む国際交流団体の数（生活・文化部 国際室調べ）

### 〔現状と課題〕

三重県の外国人登録者数は、49,076人と県人口の約2.6%を占め、外国人比率は全国第3位（2009年末（平成21年末））となっています。こうした状況のもと、国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係のもとで、安心して共に生きていける多文化共生社会づくりが求められています。

これまで、市町を中心に多様な主体が連携することにより「ネットワーク」「コミュニケーション」などの分野で、地域や県民が多文化共生社会づくりに取り組みやすい環境づくりを進めてきました。

しかしながら、近年の経済環境の悪化や定住化の進展など、外国人住民をとりまく環境は大きく変化しており、外国人住民の抱える課題も多様化しています。こうした諸課題の解決には、多様な主体と連携して取り組み、多文化共生の意識啓発を行っていく必要があります。

また、県内に蓄積された知識・技術・経験を生かした国際貢献が求められています。県民の国際貢献活動に対する理解を深めることにより、民間分野の活動の活性化をはかり、県民主体の国際貢献活動が行える環境づくりを進める必要があります。

さらに、地域における草の根交流を促進するため、NPOやNGOなどの民間部門の多様な国際交流活動を支援する必要があります。

### 〔めざす姿〕

国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会の構成員として安心して快適に暮らしています。

また、県民やNPO、国際交流団体、企業、行政等の多様な主体が、それぞれの知識や技術、経験を生かした国際貢献や国際交流活動を活発に行ってています。

### (県の取組方向)

多文化共生社会の実現に向けて、現在、見直しを進めている「三重県国際化推進指針（第一次改訂）」に基づき、これまで構築したNPO、企業、市町等の多様な主体とのネットワークと協働・連携し、日本語支援ボランティアなどの人材育成や活用、多言語での情報提供や相談窓口の設置、多文化共生の啓発の実施など、外国人住民の日常生活におけるさまざまな課題の解決に向けた取組を推進します。

国際貢献については、みえ国際協力大使の活動や啓発事業を通じて、その重要な担い手である県民の参加意識の醸成をはかるとともに、県民一人ひとりが国際貢献活動に取り組みやすい環境づくりや人材育成を進めます。

国際交流については、地域における草の根交流を活発化させていくため、外国人住民との交流も含めた県民主体の多様な国際交流活動への支援や地域の国際交流活動を支える人材の育成をはかります。

## 施策5.1.1 多文化共生社会づくりと国際貢献・交流の推進

(主担当部局：生活・文化部)

<再掲>

目的 的 意 図	対象 県民が		
	国籍や民族が異なる人びとが互いの文化的な違いを認め合う多文化共生社会の中で暮らし、国際社会の一員として活発に国際貢献・国際交流活動を行っている		
施策目標 項 目 (主指標)	多文化共生、国際化に取り組む 団体数	目標値	
		現状値	

県の取組 目標項目 (副指標)	日本語指導ボランティア数	目標値	
		現状値	
	県事業で受け入れた海外技術研修 員の数（累計）	目標値	
		現状値	
	外国への派遣および外国からの受 入人数	目標値	
		現状値	

### [県の取組目標項目の説明]

- ・県内の日本語教室で外国人に日本語を教えるボランティア数（生活・文化部 国際室調べ）
- ・県内企業等が、県事業でこれまでに受け入れた海外技術研修員の人数（累計）（生活・文化部 国際室調べ）
- ・県、市町、財団法人三重県国際交流財団および市町国際交流協会が、国際交流を目的に外国へ派遣した人數および受け入れた人數の合計数（生活・文化部 国際室調べ）

### （施策展開するために取り組む基本事業）

- |                             |          |
|-----------------------------|----------|
| 5.1.1.0.1 多文化共生社会づくりの推進     | (生活・文化部) |
| 5.1.1.0.2 多様な資源を活用した国際貢献の推進 | (生活・文化部) |
| 5.1.1.0.3 県民主体の国際交流活動への支援   | (生活・文化部) |

基本事業 5.1.1.0.1	多文化共生社会づくりの推進 (主担当：生活・文化部 国際室)		
目的 的	対象	県民が	
	意図	お互いを尊重し合う多文化共生社会の中で暮らしている	
基本事業の 目標項目	日本語指導ボランティア数	目標値	
		現状値	
基本事業の 目標項目	多文化共生啓発事業への参加者数	目標値	
		現状値	

[基本事業目標項目の説明]

- ・県内の日本語教室で外国人に日本語を教えるボランティア数（生活・文化部 国際室調べ）
- ・多文化共生啓発事業への参加者数（生活・文化部 国際室調べ）

基本事業 5.1.1.0.2	多様な資源を活用した国際貢献の推進 (主担当：生活・文化部 国際室)		
目的 的	対象	県民が	
	意図	多様な国際貢献活動を行っている	
基本事業の 目標項目	県事業で受け入れた海外技術研修員の数（累計）	目標値	
		現状値	
基本事業の 目標項目	国際貢献活動者数	目標値	
		現状値	

[基本事業目標項目の説明]

- ・県内企業等が、県事業でこれまでに受け入れた海外技術研修員の人数（累計）（生活・文化部 国際室調べ）
- ・独立行政法人国際協力機構および財團法人自治体国際化協会などの国際貢献事業に係る県内出身者の派遣者数の合計（生活・文化部 国際室調べ）

基本事業 51103	県民主体の多様な国際交流活動への支援 (主担当：生活・文化部 国際室)		
目的 的 意 図	対象 県民が 多様な国際交流活動を展開している		
基本事業の 目標項目	外国への派遣および外国からの受 入れ人数	目 標 値	
		現 状 値	

[基本事業目標項目の説明]

- ・県、市町、財団法人三重県国際交流財団および市町国際交流協会が、国際交流を目的に外国へ派遣した人数および受け入れた人数の合計数（生活・文化部 国際室調べ）



## 施策521 NPOの参画による地域社会づくりの推進

(主担当部局：生活・文化部)

目的	対象	NPOが
意図		ネットワークを形成し、他の主体とも協働しながら地域づくり活動を行っている
施策目標項目 (主指標)	財政規模500万円以上のNPO法人の数	目標値 現状値

### [施策目標項目の説明]

- ・経常収入規模500万円以上のNPO法人の数（生活・文化部 男女共同参画・NPO室調べ）

### (現状と課題)

県民一人ひとりが、自らの思いをもとに主体的に地域に関わり、地域をつくるべく「地域主権の社会」の実現のためには、NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）も主要な担い手となります。

NPOが安定・継続して活動していくためには、法人格を取得することも手段の一つとなります。しかし、NPO法人は増加し続けていますが、その活動基盤は安定したものとはいえず、活動資金や人材の確保が課題となっています。

今後、NPOが地域づくりの担い手として、また社会サービスや雇用の場の提供者としての役割を果たしていくためには、NPOが多様な財源を確保するとともに、県民の参加を促進することが必要になります。

みえ県民交流センターでは、NPO活動に関する情報の受発信、活動の場や交流の機会の提供などのNPO支援を行うとともに、地域の市民活動センターやNPO支援組織との情報共有や連携に取り組んでいますが、今後はより一層、県民のNPO活動に対する理解・参加の促進、NPOと企業等との連携の促進に取り組む必要があります。

また、これまで協働事業提案や協働研修を行ってきましたが、県各部局において協働の取組を進めるうえで、協働やNPO活動に対する職員の経験や知識の不足などの課題があることから、さらに協働を実践する能力を持った人材の育成に取り組む必要があります。

### (めざす姿)

NPOが、活動体制を強化し、企業・行政等他の主体とも連携・協働しながら、より活発に地域づくり活動を行っています。

県民は、NPO活動やボランティア活動など社会貢献活動への理解を深め、参画しています。

### (県の取組方向)

NPOと企業等との連携促進に取り組み、民が民を支えるしくみづくりなど、「公」を担うNPOの活動を促進します。

みえ県民交流センターにおいて、県民の多様な活動や交流の促進をはかるとともに、情報誌やホームページ等による情報の受発信の充実をはかります。また、市町設置の市民活動センターとNPO支援組織との連携・交流を促進し、広域的なNPO支援機能の向上をはかります。

さらに、NPOと行政との協働事業を一層普及・定着させるために、NPO等からの協働事業提案募集を充実させるとともに、異なる価値観や文化をもった主体が集まる連携・協働の現場において円滑に事業を推進していくために、コミュニケーションをはかるためのノウハウ等を取得する研修や互いのことを理解するための機会を充実させていきます。

- V 人と地域の絆づくりと魅力あふれるふるさと創造  
 V-2 県民参画による地域づくりと交流・連携を支える絆づくりの推進  
 V-2-1 NPOの参画による地域社会づくりの推進  
 V-2-2 分類型社会の実現  
 V-2-3 参画と協働による景観まちづくりの推進  
 V-2-4 県情報の効果的な発信による情報共有化の推進  
 V-2-5 ITの利活用におけるサービスの高度化

## 施策521 NPOの参画による地域社会づくりの推進

(主担当部局：生活・文化部)

<再掲>

目的的 意図	対象	NPOが	
		ネットワークを形成し、他の主体とも協働しながら地域づくり活動を行っている	
施策目標 項目 (主指標)	財政規模500万円以上のNPO法人の数	目標値	
		現状値	

県の取組 目標項目 (副指標)	NPOの数	目標値	
		現状値	
	みえ県民交流センターの来館者数	目標値	
		現状値	
NPOと県の連携・協働事業数		目標値	
		現状値	

[県の取組目標項目の説明]

- ・みえ県民交流センター市民活動団体データベース登録団体数（生活・文化部 男女共同参画・NPO室調べ）
- ・みえ県民交流センターへの来館者数（生活・文化部 男女共同参画・NPO室調べ）
- ・NPOと県の連携・協働事業数（生活・文化部 男女共同参画・NPO室調べ）

(施策展開するために取り組む基本事業)

- 52101 県民の社会参画活動への支援 (生活・文化部)  
 52102 NPOが活発に活動できる環境の充実 (生活・文化部)  
 52103 NPOと多様な主体との協働の推進 (生活・文化部)

基本事業 5.2.1.0.1		県民の社会参画活動への支援 (主担当：生活・文化部 男女共同参画・NPO室)	
目的	対象	県民が	
	意図	NPO活動やボランティア活動など社会貢献活動への理解を深め、参画している	
基本事業の 目標項目	NPOの数	目標値	
		現状値	

[基本事業目標項目の説明]

- みえ県民交流センター市民活動団体データベース登録団体数（生活・文化部 男女共同参画・NPO室調べ）

基本事業 5.2.1.0.2		NPOが活発に活動できる環境の充実 (主担当：生活・文化部 男女共同参画・NPO室)	
目的	対象	NPOが	
	意図	活動体制を強化して、より活発に活動を展開させている	
基本事業の 目標項目	みえ県民交流センターの来館者数	目標値	
		現状値	

[基本事業目標項目の説明]

- みえ県民交流センターへの来館者数（生活・文化部 男女共同参画・NPO室調べ）

基本事業 5.2.1.0.3		NPOと多様な主体との協働の推進 (主担当：生活・文化部 男女共同参画・NPO室)	
目的	対象	NPOと多様な主体が	
	意図	協働・連携への理解を深め、それぞれの役割に応じて「公」を担っている	
基本事業の 目標項目	NPOと県の連携・協働事業数	目標値	
		現状値	

[基本事業目標項目の説明]

- NPOと県の連携・協働事業数（生活・文化部 男女共同参画・NPO室調べ）